

平成30年2月2日

平成30年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	み うら りゅう えつ 三 浦 隆 悦
住所	登米市南方町
職業	農業

報告第1号	専決処分の報告について
-------	-------------

本件は、営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について
-------	---

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の一部を改正する法律が、平成29年7月31日から施行されたことに伴う本条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表9ページ）

報告第3号	農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について
-------	--

本件は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の一部を改正する法律が平成29年7月24日から施行されたことに伴う本条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表12ページ）

報告第4号	登米市営住宅条例及び登米市定住促進住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	---

本件は、第7次地方分権一括法により、公営住宅法の改正が行われ、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）並びに公営住宅法施行規則（昭和26年省令第19号）の一部改正が平成29年7月26日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表13ページ）

報告第5号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	-------------------------------------

本件は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の一部を改正する法律が平成29年7月24日から施行され、また、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第40号）が平成29年7月31日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表16ページ）

議案第1号	平成29年度登米市一般会計補正予算（第6号）
議案第2号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第3号	平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	平成29年度登米市土地取得特別会計補正予算（第3号）

議案第6号	平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第7号	平成29年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	平成29年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第9号	平成29年度登米市病院事業会計補正予算（第5号）
議案第10号	平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第5号）

本案は、議案第1号平成29年度登米市一般会計補正予算（第6号）から議案第10号平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第5号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億2,094万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ477億810万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、生活保護費3,515万円などを増額する一方、認定こども園等施設整備事業1億7,962万円、迫児童館整備事業1億3,114万円などを減額して計上しております。

歳入では、個人市民税の増などから市税を1億9,401万円、前年度繰越金6億2,648万円などを増額する一方、地方交付税1億19万円、財政調整基金など基金繰入金9億4,016万円、市債3億9,860万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更3件、繰越明許費12件、債務負担行為補正として追加28件、地方債補正として追加1件、変更14件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で賦課徴収費274万円の減額と債務負担行為補正として追加1件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金1,194万円などの減額と債務負担行為1件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費1億8,090万円などの増額と債務負担行為1件を、土地取得特別会計の歳出で宅地造成事業特別会計繰出金1,659万円の減額などを計上しております。

下水道事業特別会計の歳出では、下水道施設整備費2,111万円などの減額と繰越明許費1件、債務負担行為補正として追加1件、地方債補正として変更3件を、宅地造成事業特別会計の歳出で企業用地造成事業費1,005万円などの減額と継続費補正として変更1件、債務負担行為1件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、配給水施設整備事業3億3,635万円などの減額と企業債補正として変更8件を計上しております。

病院事業会計では、医業収益5億657万円、医業費用1億1,112万円などの減額と債務負担行為3件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業収益1,733万円、事業費用445万円などの減

額と債務負担行為1件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

議案第11号	平成30年度登米市一般会計予算
議案第12号	平成30年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第13号	平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号	平成30年度登米市介護保険特別会計予算
議案第15号	平成30年度登米市土地取得特別会計予算
議案第16号	平成30年度登米市下水道事業特別会計予算
議案第17号	平成30年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第18号	平成30年度登米市水道事業会計予算
議案第19号	平成30年度登米市病院事業会計予算
議案第20号	平成30年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第21号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義が明確化されたことなどにより、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表17ページ)

議案第22号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について
--------	--------------------------

本案は、市立幼稚園及び保育所の再編統合による教育と保育の一体的な提供を目的に、佐沼幼稚園及び米谷幼稚園を廃止し民営による認定こども園に移行するため、また、幼児教育における集団の中での適正な教育環境を整えることを目的に西郷幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表25ページ)

議案第 23 号	登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------

本案は、市立幼稚園及び保育所の再編統合による教育と保育の一体的な提供を目的に、登米保育所及び米谷保育所を廃止し民営による認定こども園に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表 26 ページ)

議案第 24 号	登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------------

本案は、子ども医療費の助成対象の年齢を、18 歳に達する日の属する年度の末日まで拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表 27 ページ)

議案第 25 号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、児童厚生施設運営委員会及び豊里下町児童遊園を廃止するとともに、児童館及び児童遊園の位置の整合を図るため、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表 28 ページ)

議案第 26 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき策定する第 7 期介護保険事業計画の計画期間である平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者保険料を定めるとともに、刑事施設に収容されている者に対する減免の取り扱いについて、同法第 142 条の規定に基づき、刑事施設等の被収容者を特別の事情がある者として、減免基準に追加し、併せて、同法の一部改正により、被保険者の資格及び保険料等に関する市町村の質問検査権の範囲が拡大されたことから、過料の対象者を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 30 ページ)

議案第 27 号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、準用している登米市道路占用料条例（平成 17 年登米市条例第 198 号）の一部改正にあわせて、都市公園の使用料を一部改定するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 32 ページ）

議案第 28 号	登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 40 号）が平成 29 年 7 月 31 日に施行されたこと、並びに東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づき県が認定を受けた認定復興推進計画（認定番号宮城第 1 号）の変更に伴い、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 36 ページ）

議案第 29 号	市道路線の認定について
----------	-------------

本案は、梅ノ木・平柳線ほか 112 路線の市道路線認定を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号	市道路線の廃止について
----------	-------------

本案は、中田中央線ほか 61 路線の市道路線廃止を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号	平成 29 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
----------	-------------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
 の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p><u>登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第4条第2項第1号</u>に規定する<u>促進区域</u>（以下「<u>促進区域</u>」という。）における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（課税免除の適用）</p> <p>第2条 <u>促進区域内</u>において、<u>法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画</u>の同意（当該同意が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたものに限る。）の日（以下「<u>同意日</u>」という。）から起算して5年を経過する日までの期間に、<u>法第14条第2項</u>に規定する<u>承認地域経済牽引事業計画</u>に従って<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条</u>の<u>地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下「<u>省令</u>」という。）<u>第2条</u>に規定する<u>対象施設</u>（以下「<u>対象施設</u>」という。）を設置した事業者（<u>法第13条第4項</u>の規定により承認を受けた事業者<u>に限る。</u>）について、当該対象施設</p>	<p><u>登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第9条第1項</u>に規定する<u>同意集積区域</u>（以下「<u>同意集積区域</u>」という。）における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（課税免除の適用）</p> <p>第2条 <u>同意集積区域内</u>において、<u>法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画</u>の同意（当該同意が<u>平成30年3月31日</u>までに行われたものに限る。）の日（以下「<u>同意日</u>」という。）から起算して5年を経過する日までの期間に、<u>法第15条第2項</u>に規定する<u>承認企業立地計画</u>に従って<u>法第9条第1項</u>に規定する<u>特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条</u>の<u>地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下「<u>省令</u>」という。）<u>第3条</u>に規定する<u>対象施設</u>（以下「<u>対象施設</u>」という。）を設置した事業者（<u>法第5条第2項第6号</u>に規定する<u>指定集積業種</u>であって、<u>省令第4条</u>に規定する<u>業種</u>に属する<u>事業を行う者</u>に限る。）について、当該対象施設</p>

の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度）以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。

第3条～第5条 （略）

設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度）以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。

第3条～第5条 （略）

第2条関係（登米市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正）

改正案				現 行			
<p><u>登米市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第9条第1項</u>の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>（区域及び緑地等の面積の敷地面積に対する割合）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設的面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>				<p><u>登米市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第10条第1項</u>の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>（区域及び緑地等の面積の敷地面積に対する割合）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設的面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>			
区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
丙種区域	<u>法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域</u>	100分の1以上	100分の1以上	丙種区域	<u>法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域（長沼工業団地の区域に属するものに限る。）</u>	100分の1以上	100分の1以上

報告第3号関係

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第2条関係（登米市農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>登米市農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）<u>第14条第2項及び第3項</u>の規定に基づき、<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会</u>の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 法<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、<u>登米市農村地域への産業の導入の促進等に関する審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第3条～第7条 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>登米市農村地域工業等導入促進審議会条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>農村地域工業等導入促進法</u>（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）<u>第18条第2項及び第3項</u>の規定に基づき、<u>農村地域工業導入促進審議会</u>の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 法<u>第18条第2項</u>の規定に基づき、<u>農村地域工業導入促進審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第3条～第7条 （略）</p>

報告第4号関係

登米市営住宅条例及び登米市定住促進住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市営住宅条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第12条（略） （同居の承認）</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）<u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2（略） （入居の承継）</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第15条（略） （収入の申告等）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第39条（略） （公営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p>	<p>第1条～第12条（略） （同居の承認）</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）<u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2（略） （入居の承継）</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第15条（略） （収入の申告等）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第39条（略） （公営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p>

第 40 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 41 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第 42 条～第 67 条 (略)

第 40 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 41 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第 42 条～第 67 条 (略)

第2条関係（登米市定住促進住宅条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第26条（略） （公営住宅の廃止等に係る家賃等の特例） 第27条 市長は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第44条第3項の規定に基づく公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を定住促進住宅に入居させる場合において、新たに入居する定住促進住宅の家賃の額が従前の公営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の住居の安定を図るため必要があるときは、第12条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）<u>第12条</u>の規定に準じ当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>2（略） 第28条～第42条（略）</p>	<p>第1条～第26条（略） （公営住宅の廃止等に係る家賃等の特例） 第27条 市長は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第44条第3項の規定に基づく公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を定住促進住宅に入居させる場合において、新たに入居する定住促進住宅の家賃の額が従前の公営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の住居の安定を図るため必要があるときは、第12条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）<u>第11条</u>の規定に準じ当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>2（略） 第28条～第42条（略）</p>

登米市企業立地促進条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第16条 (略) (適用除外)</p> <p>第17条 企業立地促進奨励金は、次に掲げるものには適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u> (平成20年登米市条例第30号) 第2条に基づく課税免除を受けることができる固定資産</p> <p>(3) (略)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略) (適用除外)</p> <p>第17条 企業立地促進奨励金は、次に掲げるものには適用しない。</p> <p>(1) <u>登米市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成17年登米市条例第68号) 第2条の規定に基づく課税免除を受けることができる固定資産</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成20年登米市条例第30号) 第2条に基づく課税免除を受けることができる固定資産</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第18条 (略)</p>

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>_____をいう。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p>

偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

第3条・第4条 (略)

(個人情報の取得)

第5条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、要配慮個人情報(本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。)については、取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づく場合又は利用目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(利用目的の明示)

第6条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録

_____を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1)～(4) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

第3条・第4条 (略)

(個人情報の取得)

第5条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づく場合又は利用目的を達成するために当該個人情報_____が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(利用目的の明示)

第6条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1)～(4) (略)

第7条～第11条 (略)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前の届出)

第12条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2・3 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) (略)

(8) (略)

第7条～第11条 (略)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前の届出)

第12条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 (略)

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(9) (略)

(10) 第2条第5号イに係る特定個人情報ファイル

3 (略)

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条の3 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第14条・第15条 (略)

(自己情報の開示)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれ

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(9) (略)

(10) 第2条第4号イに係る特定個人情報ファイル

3 (略)

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条の3 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第14条・第15条 (略)

(自己情報の開示)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれ

かが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、又は慣行として開示請求者が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

かが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものを含む。） _____
_____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、又は慣行として開示請求者が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

エ 当該個人が実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報が情報公開条例の目的に即し開示することが特に必要であるものとして、実施機関が公表した基準に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(4)～(9) (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る自己情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第18条～第38条 (略)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

エ 当該個人が実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報が情報公開条例の目的に即し開示することが特に必要であるものとして、実施機関が公表した基準に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(4)～(9) (略)

(部分開示)

第17条 (略)

2 開示請求に係る自己情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第18条～第38条 (略)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条～第42条 (略)

第40条～第42条 (略)

登米市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自己情報 個人情報保護条例第20条第1項、第28条第1項又は第32条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る自己情報(同条例第2条第6号に規定する自己情報をいう。)をいう。</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自己情報 個人情報保護条例第20条第1項、第28条第1項又は第32条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る自己情報(同条例第2条第5号に規定する自己情報をいう。)をいう。</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>

登米市立学校設置条例 新旧対照表

改正案		現行	
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園</p>		<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園</p>	
名称	位置	名称	位置
東佐沼幼稚園	登米市迫町佐沼字錦108番地	<u>佐沼幼稚園</u>	<u>登米市迫町佐沼字中江三丁目3番地1</u>
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4	東佐沼幼稚園	登米市迫町佐沼字錦108番地
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2
豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地1	<u>米谷幼稚園</u>	<u>登米市東和町米谷字石橋26番地1</u>
米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地1	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1
米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地1	豊里幼稚園	登米市豊里町小口前41番地1
石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地	米山東幼稚園	登米市米山町字桜岡鈴根11番地1
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6	米山西幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地1
東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地1	石越幼稚園	登米市石越町北郷字長根136番地
つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼9番地2	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6
		<u>西郷幼稚園</u>	<u>登米市南方町尼池9番地</u>
		東郷幼稚園	登米市南方町堂池218番地1
		つやま幼稚園	登米市津山町柳津字形沼9番地2

登米市保育所設置条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)			第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
登米市迫中江保育所	登米市迫町佐沼字中江一丁目4番地2	90人	登米市迫中江保育所	登米市迫町佐沼字中江一丁目4番地2	90人
登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人	登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人
登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人	登米市登米保育所	登米市登米町大字日根牛浦小路4番地	60人
登米市豊里保育園	登米市豊里町小口前98番地	120人	登米市米谷保育所	登米市東和町米谷字石橋26番地1	60人
登米市よねやま保育園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	90人	登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人
登米市石越保育所	登米市石越町南郷字高森275番地4	60人	登米市豊里保育園	登米市豊里町小口前98番地	120人
			登米市よねやま保育園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	90人
			登米市石越保育所	登米市石越町南郷字高森275番地4	60人

登米市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生から<u>18歳</u>に達する日の属する年度の末日までの<u>間にある者</u>(民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したとみなされた者を除く。)をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子どもの父又は母以外の者で、その子どもを<u>現に</u> 監護し、かつ、その生計を維持するもの</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生から<u>15歳</u>に達する日の属する年度の末日までの<u>者</u> _____ をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子どもの父又は母以外の者で、その子どもと<u>同居してこれを</u>監護し、かつ、その生計を維持するもの</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>

登米市児童厚生施設条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (名称及び位置)		第1条 (略) (名称及び位置)	
第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
(1) 児童館		(1) 児童館	
名称	位置	名称	位置
迫児童館	登米市迫町佐沼字錦108番地	迫児童館	登米市迫町佐沼字錦108番地
登米児童館	登米市登米町寺池目子待井391番地	登米児童館	登米市登米町寺池目子待井391番地
中田児童館	登米市中田町石森字加賀野一丁目17番地3	中田児童館	登米市中田町石森字加賀野一丁目17番地3
米山児童館	<u>登米市米山町西野字西小路裏103番地</u>	米山児童館	<u>登米市米山町西野字小路裏103番地</u>
(2) 児童遊園		(2) 児童遊園	
名称	位置	名称	位置
迫梅ヶ沢児童遊園	<u>登米市迫町新田字下板橋2番地18</u>	迫梅ヶ沢児童遊園	<u>登米市迫町新田字下板橋2番地2</u>
迫谷地児童遊園	<u>登米市迫町北方字新谷地113番地</u>	迫谷地児童遊園	<u>登米市迫町北方字新谷地13番地</u>
迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5	迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5
迫八幡児童遊園	<u>登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3</u>	迫八幡児童遊園	<u>登米市迫町佐沼字鉄砲丁11番地3</u>
迫山ノ神児童遊園	<u>登米市迫町新田字山の神190番地</u>	迫山ノ神児童遊園	<u>登米市迫町新田字山の神190番地</u>
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地	迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地
迫立戸児童遊園	<u>登米市迫町新田字北立戸128番地210</u>	迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸28番地210
迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5	迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地	迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地

迫吐出児童遊園	<u>登米市迫町森字吐出390番地 2</u>
登米金沢山児童遊園	登米市登米町寺池金沢山46番地
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字稲荷75番地
豊里白鳥児童遊園	登米市豊里町白鳥前19番地 1
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地 2
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	<u>登米市米山町字桜岡新楠田46番地</u>
石越高森児童遊園	登米市石越町南郷字高森275番地 3
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

(委任)

第3条 (略)

迫吐出児童遊園	<u>登米市迫町森字吐出17番地</u>
登米金沢山児童遊園	登米市登米町寺池金沢山46番地
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字稲荷75番地
<u>豊里下町児童遊園</u>	<u>登米市豊里町新田町135番地 1</u>
豊里白鳥児童遊園	登米市豊里町白鳥前19番地 1
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地 2
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	<u>登米市米山町字桜岡久須田 1 番地</u>
石越高森児童遊園	登米市石越町南郷字高森275番地 3
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

(運営委員会)

第3条 児童厚生施設の運営に関する事項を審議するため、児童厚生施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員の定数は15人以内とし、その任期は2か年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 (略)

登米市介護保険条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度</u>から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>40,800円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>73,440円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>81,600円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>97,920円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>106,080円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>138,720円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,720円</u>とする。</p> <p>第5条～第9条 (略) (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、保険料の納付義務者が次のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することがで</p>	<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度</u>から<u>平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第38条第1項第1号に掲げる者 <u>35,928円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>53,892円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>53,892円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,668円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>71,856円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,220円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,408円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>107,784円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,148円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度及び平成28年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,336円</u>とする。</p> <p>第5条～第9条 (略) (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 市長は、保険料の納付義務者が次のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することがで</p>

きないと認められる場合は、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限り、徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる者以外の者で特別の事情のある者

2 (略)

第11条～第20条 (略)

第21条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第22条・第23条 (略)

きないと認められる場合は、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限り、徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第11条～第20条 (略)

第21条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第22条・第23条 (略)

登米市都市公園条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第22条 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>の規定による公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条・第25条 (略) (利用料金)</p> <p>第26条 第10条第2項及び第3項_____の規定にかかわらず、第23条第1項の規定により、公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、公園の利用者は、利用料金を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第27条 (略) (公園予定地等)</p> <p>第28条 第2条から第22条まで(第5条、第6条並びに第10条第2項及び第3項_____を除く。)の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第2条(第28条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p>	<p>第1条～第22条 (略) (指定管理者による管理)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 <u>第1項</u>の規定による公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>第24条・第25条 (略) (利用料金)</p> <p>第26条 第10条第2項、<u>第3項及び第4項</u>の規定にかかわらず、第23条第1項の規定により、公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、公園の利用者は、利用料金を納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第27条 (略) (公園予定地等)</p> <p>第28条 第2条から第22条まで(第5条、第6条並びに第10条第2項、<u>第3項及び第4項</u>を除く。)の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第2条(第18条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p>

(2) 第3条第1項又は第3項（第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(3) 第15条第1項又は第2項（第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第31条・第32条（略）

別表第1（略）

別表第2（第10条関係）

(1)（略）

(2) 公園を占用する場合の使用料

占用物件		単位	使用料
第1種電柱		1本につき1年	<u>300円</u>
第2種電柱			<u>470円</u>
第3種電柱			<u>630円</u>
第1種電話柱			<u>270円</u>
第2種電話柱			<u>440円</u>
第3種電話柱			<u>600円</u>
その他の柱類			<u>27円</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>16円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未	<u>24円</u>	

(2) 第3条第1項又は第3項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(3) 第15条第1項又は第2項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第31条・第32条（略）

別表第1（略）

別表第2（第10条関係）

(1)（略）

(2) 公園を占用する場合の使用料

占用物件		単位	使用料
第1種電柱		1本につき1年	<u>310円</u>
第2種電柱			<u>480円</u>
第3種電柱			<u>650円</u>
第1種電話柱			<u>280円</u>
第2種電話柱			<u>450円</u>
第3種電話柱			<u>620円</u>
その他の柱類			<u>28円</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>17円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未	<u>25円</u>	

	満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>330円</u>
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>7円</u>
広告塔及び看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>67円</u>
標識		1本につき1年	<u>440円</u>
公衆電話ボックス敷		1台につき1年	<u>540円</u>

	満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>34円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>50円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>67円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>120円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>340円</u>
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>8円</u>
広告塔及び看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>76円</u>
標識		1本につき1年	<u>450円</u>
公衆電話ボックス敷		1台につき1年	<u>560円</u>

1 ~ 8 (略)

(3) (略)

1 ~ 8 (略)

(3) (略)

登米市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例 新旧対照表

改正案				現 行			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第28条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「工場立地法準則」という。）及び登米市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年登米市条例第44号）で定める準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p>				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第28条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「工場立地法準則」という。）及び登米市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年登米市条例第44号）で定める準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p>			
	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合		区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
1種区域	登米市迫町北方字東富永1番から3番まで、5番、6番、7番1から7番3まで、8番1、8番2、8番5から8番7まで、10番、41番から48番まで、51番、字川戸沼20番2、24番6、24番8、55番1、	100分の1以上	100分の1以上	1種区域	登米市迫町北方字東富永1番から3番まで、5番、6番、7番1から7番3まで、8番1、8番2、8番5から8番7まで、10番、17番、41番から48番まで、51番及び字川戸沼1番4	100分の1以上	100分の1以上

	<p>55番2、56番1、56番3、59番1、59番2、60番、61番1、61番2及び64番1</p> <p>登米市迫町北方字大洞72番2、72番4から72番6まで、104番2、104番17から104番19まで及び104番20</p> <p>登米市登米町登米字日野渡馳沢3番2、4番2、16番2、23番2、24番3、25番1、25番2、26番、27番、29番から32番まで、33番1から33番3まで、34番、35番、37番1から37番3まで、38番1、43番3、47番3、48番5、51番4、62番3、63番4、105番2、108番2、109番2、字日野渡蛭沢7番2、9番3、15番2、16番2、19番、20番2、25番9及び203番</p>						
2 種 区 域	<p>登米市迫町佐沼字中江三丁目24番、28番、字中江四丁目5番1から5番31まで、11番1から11番4まで、12番2から12番11まで、29番から33番まで、39番から41番まで、46番、字中江五丁目4番1から4番12まで、5番1から5番18まで、9番1から9番15まで、19番24、26番、字萩洗一丁目1番1から1番12まで、2番1から2番18まで、3番1から3番10まで、4番1から4番14まで、17番から22番まで、字萩洗二丁目1番1から1番22まで、2番1から2番9まで、3番1から3番14まで、4番1から4番12まで、5番1から5番10まで、13番から17番まで、字江合一丁目1番1から1番14まで、2番1から2番20まで、3番1から3番7まで及び12番から16番まで</p>	100分 の5 以上	100 分の 10以 上	2 種 区 域	<p>登米市迫町佐沼字中江三丁目24番、28番、字中江四丁目5番1から5番31まで、11番1から11番4まで、12番2から12番11まで、29番から33番まで、39番から41番まで、46番、字中江五丁目4番1から4番12まで、5番1から5番18まで、9番1から9番15まで、19番24、26番、字萩洗一丁目1番1から1番12まで、2番1から2番18まで、3番1から3番10まで、4番1から4番14まで、17番から22番まで、字萩洗二丁目1番1から1番22まで、2番1から2番9まで、3番1から3番14まで、4番1から4番12まで、5番1から5番10まで、13番から17番まで、字江合一丁目1番1から1番14まで、2番1から2番20まで、3番1から3番7まで及び12番から16番まで</p>	100分 の5 以上	100 分の 10以 上

(略)	(略)
<p>登米市米山町字善王寺石神68番、75番2、80番2及 <u>び82番2</u></p>	<p>登米市米山町字善王寺石神68番、75番2、80番2及 <u>び82番2</u> 登米市迫町北方字川戸沼20番2、24番6、24番8、 55番1、55番2、56番1、56番3、59番1、59番2、 60番及<u>び61番2</u></p>
(略)	(略)